

伊方町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年3月6日（月）午後1時30分～午後2時20分

2. 開催場所 伊方町役場本庁 6階 大会議室

3. 農業委員

①出席委員 11人

会長	14番	浜西岩三郎
委員	1番	宮崎敏郎
	3番	福田榮次郎
	4番	大林茂樹
	6番	大川利光
	7番	清水重文
	8番	木下幸保
	9番	小野瀬マサエ
	10番	中田初美
	11番	松本虎彦
	12番	中村高律

②欠席委員 2人

	5番	松本安幸
	13番	小田輝彦

4. 農地利用最適化推進委員

①出席推進委員 2人

	第2区	佐竹元
	第11区	梶原利幸

5. 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	報告第25号 時効取得について
日程第4	報告第26号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第5	報告第27号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第6	報告第28号 農用地利用権設定解除申出について
日程第7	報告第29号 農用地利用権設定解除申出について
日程第8	議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第9	議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第10	議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第11	議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第12	議案第25号 農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（案）の決定について

6. 出席した事務局職員

事務局長 田 所 孝 之

7. 会議の概要

- 事務局 ただ今から、3月の定例総会を開会いたします。開会にあたりまして、浜西会長からご挨拶を申し上げます。
- 会長 (浜西会長・あいさつ)
- 事務局 それでは、議事に入らせていただきます。議事進行は会議規則3条によりまして、浜西会長をお願いします。
- 議長 ただ今から、3月定例総会の会議を開きます。本日の出席委員は、13名中11名で定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。
- なお、5番 松本委員さん、13番 小田委員さんから欠席の旨通告がありましたのでご報告します。
- 議長 日程第1、「議事録署名委員の指名について」、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。
- (異議なし)
- 議長 異議なしと認めます。
- それでは、9番 小野瀬委員さん、10番 中田委員さんをお願いいたします。
- 議長 次に、日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。
- 会期は、本日の1日間と致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。
- (異議なし)
- 議長 異議なしと認めます。
- よって、会期は本日の1日間と決定しました。
- 議長 次に、日程第3、報告第25号「時効取得について」を事務局よりお願いします。
- 事務局 1ページから2ページの報告第25号をご覧ください。
- (報告書朗読)
- 時効取得とは、民法162条で、「20年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得する。」となっています。この場合、農地法第3条による許可は不要となります。
- 以上で説明を終わります。
- 議長 ありがとうございました。ただいま事務局から報告がありましたが、報告内容について、質疑はありませんか。
- (質問・意見なし)
- 議長 質疑がないようですので、次に移ります。
- 議長 次に、日程第4、報告第26号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を事務局よりお願いします。
- 事務局 3ページの報告第26号をご覧ください。
- (報告書朗読)

遺産分割は、農地法第3条第1項第12号によって許可の適用除外とされ、許可は不要となり、農地法第3条の3第1項による届出となっています。

以上で説明を終わります。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局から報告がありましたが、報告内容について、質疑はありませんか。

(質問・意見なし)

議長

質疑がないようですので、次に移ります。

議長

次に、日程第5、報告第27号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を事務局よりお願いします。

事務局

4ページの報告第27号をご覧ください。

(報告書朗読)

遺産分割は、農地法第3条第1項第12号によって許可の適用除外とされ、許可は不要となり、農地法第3条の3第1項による届出となっています。

以上で説明を終わります。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局から報告がありましたが、報告内容について、質疑はありませんか。

(質問・意見なし)

議長

質疑がないようですので、次に移ります。

議長

次に、日程第6、報告第28号「農用地利用権設定解除申出について」を事務局よりお願いします。

事務局

5ページの報告第28号をご覧ください。

(報告書朗読)

解除届出は、令和5年2月13日に借り手、貸し手双方が合意の上、伊方町長に提出されたものです。

以上で説明を終わります。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局から報告がありましたが、報告内容について、質疑はありませんか。

(質問・意見なし)

議長

質疑がないようですので、次に移ります。

議長

次に、日程第7、報告第29号「農用地利用権設定解除申出について」を事務局よりお願いします。

事務局

6ページの報告第29号をご覧ください。

(報告書朗読)

解除届出は、令和5年2月17日に借り手、貸し手双方が合意の上、伊方町長に提出されたものです。

以上で説明を終わります。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局から報告がありましたが、報告内容について、質疑はありませんか。

(質問・意見なし)

議長

質疑がないようですので、次に移ります。

議長

次に、日程第8、議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長

事務局より提案説明をお願いします。

事務局

7ページから8ページは議案第21号の議案書です。親子間での権利設定であるため位置図は省略しております。

それでは、議案を読み上げます。

(議案書朗読)

農地法第3条許可の使用貸借による権利を設定した農地は、令和5年3月31日に使用貸借契約の期間が終了するため、令和5年4月1日より、10年間の使用貸借契約を締結するものであります。

それでは、農地法第3条第2項の各号について説明をいたします。

本日、お配りしました農地法第3条の規定による許可申請に係る調査書①をご覧ください。

第1号の全部効率利用要件ですが、耕作に必要な農機具として、農業用自動車2台、草刈機3台、動力噴霧機1台、モノラック7基を所有されております。非耕作地、貸付地は無く、農作業経験も十分ありますので効率利用要件は満たされると見込まれます。

2号、3号については該当いたしません。

4号の農作業常時従事者ですが、申請人は、年間300日従事しているということから、農作業常時従事者と見込まれます。

第5号の最低下限面積も問題ありません。

第6号の転貸にも該当いたしません。

第7号の地域の調和要件ですが、譲受人は同じ地域内で農業をされておられますので、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えております。

以上、農地法等に係る要件は満たしておりますので、よろしくご審議をお願いします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、8番の木下委員さんから現地調査の結果をお願いします。

8番

木下委員

井上推進委員と現地等の調査を行いました。事務局から説明がありましたとおり農地法の要件は満たしています。周辺農地並びに地域営農には影響ないものと思われま

す。以上のことから問題はないものと思います。ご審議の程、よろしくをお願いします。

議長

(質問・意見なし)

議長

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第21号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第21号は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、日程第9、議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長
事務局

事務局より提案説明をお願いします。

9ページは議案第22号の議案書、10ページは位置図です。

それでは、議案を読み上げます。

(議案書朗読)

譲渡人は、高齢で農業に従事することが困難な状況であるため、双方の同意により売買する。譲受人は、経営主として農業に精進するものであります。

売買価格は、〇〇〇円で10a当たり〇〇〇円です。

それでは、農地法第3条第2項の各号について説明をいたします。

本日、お配りしました農地法第3条の規定による許可申請に係る調査書②をご覧ください。

第1号の全部効率利用要件ですが、耕作に必要な農機具として、農業用自動車2台、選果機1台、草刈機3台、動力噴霧機2台、モノラック5基を所有されております。非耕作地、貸付地は無く、農作業経験も十分ありますので効率利用要件は満たされると見込まれます。

2号、3号については該当いたしません。

4号の農作業常時従事者ですが、申請人は、年間300日従事しているということから、農作業常時従事者と見込まれます。

第5号の最低下限面積も問題ありません。

第6号の転貸にも該当いたしません。

第7号の地域の調和要件ですが、譲受人は同じ地域内で農業をされておられますので、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えております。

以上、農地法等に係る要件は満たしておりますので、よろしくご審議をお願いします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、担当委員の農業委員及び推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。まず、第2区の佐竹推進委員さんからお願いします。

第2区
佐竹推進委員

福田委員と現地等の調査を行いました。事務局から説明がありましたとおり農地法の要件は満たしています。周辺農地並びに地域営農には影響ないものと思われまます。以上のことから問題はないものと思います。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

次に、3番の福田委員さんからお願いします。

3番

佐竹推進委員の報告のとおりで、補足はありません。申請に問題ないものと思いまます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

福田委員

議長

ありがとうございました。ただ今の、事務局、地区担当委員からの説明について、発言の方の挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

議長

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第22号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第22号は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、日程第10、議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長
事務局

事務局より提案説明をお願いします。

11ページは議案第23号の議案書、12ページは位置図です。

それでは、議案を読み上げます。

(議案書朗読)

譲渡人は、町外に居住しており、農業に従事することが困難な状況であるため、双方の同意により売買する。譲受人は、経営主として農業に精進するものであります。

売買価格は、〇〇〇円で10a当たり〇〇〇円です。

それでは、農地法第3条第2項の各号について説明をいたします。

本日、お配りしました農地法第3条の規定による許可申請に係る調査書③をご覧ください。

第1号の全部効率利用要件ですが、耕作に必要な農機具として、農業用自動車2台、草刈機3台、動力噴霧機3台、モノラック2基を所有されております。非耕作地、貸付地は無く、農作業経験も十分ありますので効率利用要件は満たされると見込まれます。

2号、3号については該当いたしません。

4号の農作業常時従事者ですが、申請人は、年間300日従事しているということですのでありますから、農作業常時従事者と見込まれます。

第5号の最低下限面積も問題ありません。

第6号の転貸にも該当いたしません。

第7号の地域の調和要件ですが、譲受人は同じ地域内で農業をされておられますので、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えております。

以上、農地法等に係る要件は満たしておりますので、よろしくご審議をお願いします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、担当委員の農業委員及び推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。まず、第11区の梶原推進委員さんからお願いします。

第11区
梶原推進委員

中村委員と現地等の調査を行いました。事務局から説明がありましたとおり農地法の要件は満たしています。周辺農地並びに地域営農には影響ないものと思われまます。以上のことから問題はないものと思います。ご審議の程、よろしくをお願いします。

議長

次に、12番の中村委員さんからお願いします。

12番
中村委員

梶原推進委員の報告のとおりで、補足はありません。申請に問題ないものと思いまます。ご審議の程、よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。ただ今の、事務局、地区担当委員からの説明について、発言の方の挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

議長

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第23号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第23号は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、日程第11、議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長

事務局より提案説明をお願いします。

事務局

13ページは議案第24号の議案書、14ページは位置図です。
それでは、議案を読み上げます。

(議案書朗読)

譲渡人は、県外に居住しており、農業に従事することが困難な状況であるため、双方の同意により売買するものであります。

売買価格は、〇〇〇円で10a当たり〇〇〇円です。

それでは、農地法第3条第2項の各号について説明をいたします。

本日、お配りしました農地法第3条の規定による許可申請に係る調査書④をご覧ください。

第1号の全部効率利用要件ですが、耕作に必要な農機具として、農業用自動車2台、選果機1台、草刈機8台、動力噴霧機5台、モノラック15基を所有されております。非耕作地、貸付地は無く、農作業経験も十分ありますので効率利用要件は満たされると見込まれます。

2号、3号、4号については該当いたしません。

第5号の最低下限面積も問題ありません。

第6号の転貸にも該当いたしません。

第7号の地域の調和要件ですが、譲受人は同じ地域内で農業をされておられますので、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えております。

以上、農地法等に係る要件は満たしておりますので、よろしくご審議をお願いします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、11番の松本委員さんから現地調査の結果をお願いします。

11番
松本委員

田中推進委員と現地等の調査を行いました。事務局から説明がありましたとおり農地法の要件は満たしています。周辺農地並びに地域営農には影響ないものと思われま
す。以上のことから問題はないものと思います。ご審議の程、よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。ただ今の、事務局、地区担当委員からの説明について、発言の方の挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

議長

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第24号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第24号は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、日程第12、議案第25号「農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画(案)の決定について」を上程します。

議長

事務局の説明を求めます。

事務局

15ページの議案第25号の議案書をご覧ください。

この議案は、伊方町長より令和5年2月21日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権設定の計画が2件で2筆、面積は、1,823㎡です。

それでは、議案を読み上げます。

(議案書朗読)

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18

条第3項の各要件を満たしております。受付番号47番から48番は、地権者から使用貸借人に直接権利を設定するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議長

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第25号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第25号は原案のとおり決定いたしました。

議長

以上で本日の審議は終了しました。

(閉会時間 午後2時20分)